

令和六年十月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	五所川原黒 石線	五所川原市大字梅田字福浦一三五の三から 五所川原市大字梅田字福浦一四二の五まで	前 後	一二・四五メートルから 九七・八五メートルまで 一二・四五メートルから 六六・一五メートルまで	一五四・〇〇メートル 一五四・〇〇メートル	

青森県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年十一月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年十月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期 日
国道一〇一号	五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一五三の六から 五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一五六の一三 まで	令和六・一〇・八
県道五所川原黒 石線	五所川原市大字梅田字福浦一三七の五から 五所川原市大字梅田字福浦一四四の五まで	〃

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアドゥ
八戸市沼館四丁目七の一一二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 八戸臨海開発株式会社
八戸市沼館四丁目七の一一二
 - 代表取締役 大久保浄
 - 2 福田アセット&サービス株式会社
新潟県新潟市中央区西堀通二番町七七八
 - 代表取締役 相澤周一
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

変更後

変更年月日

株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 山本哲也	株式会社くまざわ書店 東京都八王子市八日町一の一 代表取締役 熊沢真	株式会社玉屋眼鏡店 八戸市大字十三日町二六の二 代表取締役 松橋寿昭	株式会社キング 京都府京都市下京区東塩小路高倉 町二の一 代表取締役 長島希吉	有限会社ほわいとあつぷる 弘前市大字駅前二丁目一の一七 代表取締役 小笠原新一	株式会社ブラザクリエイト 東京都中央区晴海一丁目八の一〇 代表取締役 新谷隼人	株式会社盛田 八戸市大字三日町一四の一 代表取締役 盛田明	株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	株式会社クロックワークホールディングス 東京都杉並区西荻北二丁目二八の七 代表取締役 平野信之	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一の一四 の四 代表取締役 矢野靖二	株式会社ストライプインターナショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 川部将士
										令和 六・八・三

株式会社翁屋 青森市南佃一丁目一八の一五 代表取締役 阿部淳之輔	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	株式会社紅輪 神奈川県川崎市高津区二子三丁目 三一の三 代表取締役 丸山伸一	株式会社アダストリア 茨城県水戸市泉町三丁目一の二七 代表取締役 福田三千男	ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日三丁目七の三五 代表取締役 諸橋友良	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 川村暢朗	日本トイザラス株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町一三一 〇ミューザ川崎セントラルタワー 二五階・二六階 代表取締役 リチャード・テイ ラー	株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町一の一 代表取締役 上野善紀	変更なし	日本トイザラス株式会社 神奈川県川崎市幸区大宮町一三一 〇 代表取締役 李孝	錯誤のため修正 (所在地) 五・九・一 (代表者)
				変更なし	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二二の一〇 代表取締役 大南淳二					六・五・七
										五・五・五
										〃
										〃
										〃

四 届出年月日

令和六年九月二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁

2 期間

令和六年十月七日から令和七年二月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年二月七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

シンフォニープラザ沼館

八戸市沼館四丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五の一

代表取締役 久井大樹

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更日
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 伊藤光博	大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目三の二 代表取締役 伊藤光博	令和六・三・三
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 高橋淳	変更なし	

四 届出年月日

令和六年九月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び八戸市庁

2 期間

令和六年十月七日から令和七年二月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和七年二月七日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭